

熊本県公告第875号

玉名市玉名市土地改良区理事長高寄哲哉から、土地改良事業施行認可の申請があったので審査し、平成15年12月4日付けで施行を適当と決定したから、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成15年12月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧期間
平成15年12月15日から平成16年1月20日まで
- 2 縦覧場所
玉名市役所
玉名市土地改良区事務所
- 3 縦覧に供する書類の名称
鯨油地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し

熊本県公告第876号

玉名市玉名市土地改良区理事長高寄哲哉から、土地改良事業施行認可の申請があったので審査し、平成15年12月4日付けで施行を適当と決定したから、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成15年12月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧期間
平成15年12月15日から平成16年1月20日まで
- 2 縦覧場所
玉名市役所
玉名市土地改良区事務所
- 3 縦覧に供する書類の名称
前田地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
変更後の玉名市土地改良区定款の写し

熊本県公告第877号

玉名市玉名市土地改良区理事長高寄哲哉から、土地改良事業施行認可の申請があったので審査し、平成15年12月4日付けで施行を適当と決定したから、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成15年12月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧期間
平成15年12月15日から平成16年1月20日まで
- 2 縦覧場所
玉名市役所
玉名市土地改良区事務所
- 3 縦覧に供する書類の名称
共和地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
変更後の玉名市土地改良区定款の写し

